

総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和7年9月9日（火）午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件
 - 議案第66号 三次市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）
 - 議案第67号 三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）
 - 議案第68号 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）
 - 議案第69号 三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）
 - 議案第73号 工事請負契約の締結について
 - 議案第86号 損害賠償の額を定めることについて
- 4 出席委員 伊藤芳則、山田真一郎、宍戸 稔、弓掛 元、藤井憲一郎、徳岡真紀、中原秀樹
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
 - 【総務部】 桑田総務部長、瀧熊総務課長、松岡財産管理課長、中村職員係長、山本住宅・財産活用係長
 - 【教育部】 小原学校給食担当課長
 - 【情報政策監】 東山情報政策監、宮本情報政策課長、高松ＩＣＴ活用推進係長
 - 【選挙管理委員会】 坂田選挙管理委員会事務局長、熊谷選挙管理委員会係長
 - 【危機管理監】 山田危機管理監、石田危機管理課長、林危機管理係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○伊藤委員長 おはようございます。それでは定刻となりましたので、これより総務常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員は7名です。定足数に達していますので、委員会は成立しております。

本日の委員会審査日程について申し上げます。審査日程は、既にお示ししています委員会審査次第の通りであります。本委員会に付託されました6議案について、それぞれ説明を受けた後、質疑を行い、直ちに議案ごとに採決を行います。なお、質疑に関しては、明瞭かつ簡潔にお願いします。

それでは議案第66号「三次市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。

総務部の説明を求めます。

桑田総務部長。

○桑田総務部長 はい。それでは、議案第66号「三次市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）」について、ご説明申し上げます。

本案は、令和6年度に人事院が行いました、公務員人事管理に関する報告のうち、仕事と生活の両立支援の拡充に対応するもので、この年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充することに伴い、関係条例である三次市職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。その主な内容は、職員又はその配偶者が妊娠、出産したこと等を申し出た場合、また、3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児の両立支援制度、休暇制度等でございますが、こちらの情報提供、制度利用の意向確認、両立の支障となる事情の改善に関する意向確認、これらの意向への配慮等について規定しようとするものでございます。施行期日は令和7年10月1日でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○伊藤委員長 ただいま議案に係る説明が終了しました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

藤井委員。

○藤井委員 はい。両立支援制度の改正によるものだということと、あと、内容的には、ほぼ理解はさせていただいているつもりであります。1つだけ質問させていただきたいのは、個人の意向というのをどのように聞いていくのか、その手法についてお聞かせいただければと思います。

○伊藤委員長 はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務課長 はい。出産時でございますとか、子が3歳になったときに職員に対する意向確認でございますけども、基本的には職場の上司でございますとか、所属長であるところが一番、仕事上のことでございますとか、生活上のことが分かっておりますので、そちらの方で対応いただくのが1次的かなと思っております。その上で、総務課の方でもですね、サポートであったり、総務課の方が相談しやすいという方であれば、総務課の方に相談していただいて、意向確認をしていくということになります。

○伊藤委員長 藤井委員。

○藤井委員 はい。何か書面とかフォーマットみたいなものを用意するという形にはなるんですか。

○伊藤委員長 はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務課長 はい。まずは出産時につきましてはですね、所属長と意向確認する中で、状況を確認する中で、それぞれに合った制度を利用していただくということで、特別な書面は用意しておりませんけども、利用したいそれぞれの申請書等をですね、その都度その都度用意し、申請していただく中で手続きを行っていくという流れになります。

○伊藤委員長 はい。よろしいですか。他に質疑はありませんか。

はい。徳岡委員。

○徳岡委員 はい。この条例ですけども、そもそも国が両立支援等の助成金だったりとか、育児・介護休業法の改正などのそういう施策によって、男性の育児休暇の取得、取りやすくするための今回、条例改正っていうふうにとらえられると思うんですけども、制度も様々で、育休制度などもたくさんあります、周知や理解とかなかなか難しくなってるんじゃないかなというふうに思うんで

すけども。さらに職場の雰囲気だったり、遅くまで仕事しなきやいけないような雰囲気だったり、そういった職場の雰囲気も合わせて、取りやすいような、これ条例作ったほうがいいけれども、やっぱりなかなかそういう雰囲気が難しければ取りにくいくらいっていうこともあろうかと思いますけども、そういう雰囲気に職場の環境を整えていく、どのようにそういった、こういう条例を作ったことで職場の雰囲気を作っていく予定なのか1つお伺いします。

それと、男性の育児休暇の取得ですけれども、どれくらいの割合の方が現状で育児休暇がとられているのか、教えていただけたらと思います。

さらに、先ほどもちょっと意向確認に関して質問が出たかと思うんですけども、これに関してはなかなかプライバシーの関係だったりとかがありますので、誰がどこでどうやってその意向確認を行っていくのかっていうのは明確にしとく必要があるのかと思うんですけども、それも職員さんなどに分かりやすくお伝えすることが必要かと思うんですけども、そういったことを明確化する予定があるのか、分かりやすく伝える必要があるかと思うんですけども、そのあたりもう少し詳しく、再度お伺いします。

○伊藤委員長 はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務課長 はい。職員に対しましては、こういった、子育てに関する諸手続き制度などを利用しやすいようにですね、改めて職員のための出産子育ての諸手続きを取りまとめた冊子みたいなものを作りまして、全体に周知するということもございますし、育児休業などを利用したときに不安などもございますので、Q&Aを作成してですね、皆さんに周知して、取りやすい雰囲気というのを醸成していきたいと考えております。また、男性の育休につきましては、利用がなかなか伸びないというような状況もあったんですけども、今年度は3名、これから取る予定の者を含めまして4名の男性職員が取るように予定をしております。段々とそういった男性職員もですね、育児に参加するという雰囲気は醸成されてきているのかなと考えておりますので、引き続いて取り組みを進めていきたいと思っております。また、意向確認などの相談体制でございますけども、妊娠したとかですね、出産ということで、たくさん的人がいる職員の前で話をするのが、なかなか難しい面もあつたりしますので、そこは個別にですね、しっかりと状況々々で判断して、一対一の対面で意向確認するとかですね、そういうことをしっかりと所属長に配慮するように周知をしていきたいと考えております。

○伊藤委員長 はい。徳岡委員。

○徳岡委員 はい。私もリーフレットなどの分かりやすいものが、今はいろんな制度があってなかなかこう一度に理解しにくかったりすると思いますので、リーフレットなど必要ではないかっていうことをお伝えしようかと思ってたんですけども、作る予定があるということですので、しっかりと周知、そして理解を求めていっていただいて、子育て支援だったり、男女共同参画や女性の活躍推進だったりっていうところにも繋がってくると思いますので、しっかりと進めていただけたらと思います。先ほどの妊娠出産、個別に判断していく、総務の方で対応、相談、意向確認していくということだったかと思うんですけども、それぞれの受ける人によって基準が違つてしまったりするようなことが考えられるかと思うんですけども、そのようなことがないように、しっかりととした基

準を設けて、この人はこのときOKだったけれど、この人はちょっと行けなかつたっていうようなところがないように、やはりそのあたりもしっかりと基準が必要かと思いますので、その辺り、しっかりと基準を作つていただくような方向性でお願いができるべきだと思いますが、お考えがあればお願いします。

○伊藤委員長 はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務課長 はい。この子育て支援がですね、順調に毎年度実施されていくためにはですね、しっかりと毎年度、各所属長なり全職員に対して通知などをしていく必要があると考えております。特に妊娠、出産につきましては、本人から各種制度を利用するためには必ず申し出があるわけですけども、3歳の時であるとかですね、そういったタイミングっていうのはどうしても見逃しがちになりますので、毎年度、年度当初に所属長通知なりをしてですね、意識合わせなどをしていくたいと考えております。

○伊藤委員長 はい。徳岡委員。

○徳岡委員 すいません。はい。しっかりとその辺り意識合わせお願いしたいと思うんですけども、先ほどごめんなさい、ちょっと1つ抜けてたんですけども。男性の育児休業に関しても、今、3名の方が取得されているっていうことで、三次市としてはそれが進んでいるということだと思います。今、段々周知が進んできてきていて取得も可能になって、容易に取得しやすくなっている状況があるっていうふうにとらえたんですけども、この条例を入れることによって、さらに育児休暇が取りやすくなるように、この条例を入れられると思うんですけども、その辺りで効果など想定されていることがあれば、教えていただけたらと思います。全国的には大体5割程度が育休取得されているっていうことだと思いますけども、そういった目標値などあれば、お伺いします。

○伊藤委員長 はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務課長 育児休業自体の取得率の向上も重要ですけども、この度の条例で特に重要なのは、様々な育児に関する制度をですね、それぞれのステージ、その時期その時期で適切なものが取得できるということが重要になって参りますので、そこは職場と職員としっかりと意識合わせをする中ですね、適切な制度を選んでいただけるように取り組んでいくように考えております。

○伊藤委員長 はい。よろしいですか。はい。他に質疑はありませんか。

はい。中原委員。

○中原委員。はい。すいません。1点聞かせていただきたいんですけども、先ほど適切な時期というお話をございまして、この文面読ましてもらって、この、出生の子供さんがですね、例えば1年ごとに、また子供さんが生まれるとかいうパターンと、また1回に双子とかですね、複数の子供さんを授かるということも場合としてはあろうと思うんですけども、そのような対応、毎年毎年になった場合もですね、書かれておるようにしていただけるのか、適切な対応という部分で、どのようにお考えなのか、お聞かせをください。

○伊藤委員長 はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務課長 はい。妊娠出産につきましては、本人から申し出が必ずございますので、わかるんですけども、1年目、2年目、3歳児などはですね、基本的には総務課の方で、扶養の情報で

ありますとか、各種制度の利用状況で、子の扶養状況というのはわかりますので、それぞれ年度当初に全体に対して、こういった制度がありますよという周知をしたりですね、3歳児にはですね、それより前にですね、その職員一人一人に対してもですね、通知をしてですね、制度の方、利用の方について考えていただくように考えております。

○伊藤委員長 はい。よろしいですか。はい。他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 はい。他にないようですので、以上で議案第66号に係る質疑を終了します。

続いて議案第67号「三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。

総務部の説明を求めます。

はい。桑田総務部長。

○桑田総務部長 はい。議案第67号「三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、関係条例である三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。その主な内容は、育児部分休業の取得形態等を拡充しようとするものでございます。第17条の改正において、現在の部分休業、こちらが1日につき2時間を超えない範囲内で取得できるものでございますが、これを第1号部分休業とし、取得時間帯が勤務時間の始め、又は終わりに限られていたものから、時間帯に係わらず取得可能となるように改正するものでございます。

次に第17条の2において、今回、新たに追加となります第2号部分休業、こちらは1年度につき77時間30分、フルタイム職員に換算しまして、10日の範囲内で1時間単位で取得可能となるものでございます。取得に際しましては、原則として、1年度単位で第1号第2号のどちらかの取得方法を選択し、申請するものでございます。

なお、部分休業の時間は無給の扱いとなっております。

施行期日は令和7年10月1日でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○伊藤委員長 はい。ただいま議案に係る説明が終了しました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方、挙手をお願いします。

はい。弓掛委員。

○弓掛委員 はい。この議案はですね、非常に子育て世代にはありがたい、有意義なもんだと思います。私もちょうど孫の面倒を時々見てくれとか、2時間見てくれとかあるんですけども、なかなか都合が悪い時もあります。非常に便利で助かると思います。ただ、やっぱり民間の中小企業では有給休暇もなかなか取りにくいという状況もあって、またこういうことで、どんどん官民格差言うては失礼なんんですけども、差が開いていくというふうに、実態として思っております。だから、せっかくいい制度ですから、これを、市中の民間企業、中小企業にですね、ぜひ広がるような、何かお考えはないのか、ちょっとお伺いします。

○伊藤委員長 はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務課長 はい。この度の、この育児短時間勤務の改正につきましては、民間労働法制の内容も踏まえまして、公務員についても、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充ということで、導入しているところでございます。総務課として、民間企業へですね、何らかの働きかけっていうのは難しいですけども、しっかりとこの制度を運用する中でですね、働きやすい職場をつくっていく中で、その影響が民間にも広がりがあればというふうに考えます。

○伊藤委員長 よろしいですか。はい。他に質疑はありませんか。

はい。藤井委員。

○藤井委員 はい。ちょっと僕の認識が間違ってたら、教えていただきたいんですけど、これまでに、有給休暇で勤務中、中抜けというのはありましたよね。それで今回、条例が改正されることによって、有給を今まで使って、例えば、子供の面倒を見てた人たちが、これができることによって、また、有給休暇を別に有効的に使うことができるというふうな認識でいいのかどうか、お伺いをさせてください。

○伊藤委員長 はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務課長 はい。この度の第1号部分休業につきましては、包括的に1年間、朝30分、終業時30分というような、年間を通して30分勤務時間の前後休むということに加えまして、2時間以内であれば、スポットでですね、休暇を取得できたりですね、あとは、第2号部分休業につきましては、年間を通して継続的に休まなくても、10日程度、育児で休めればいいよという方が選択できる制度でございますので、年次有給休暇に加えまして、この制度を利用することによりまして、育児に充てることができるという休業でございます。

○伊藤委員長 よろしいですね。はい。他に質疑はありませんか。

はい。徳岡委員。

○徳岡委員 はい。この制度ですけども、多様化する様々な家庭とか育児の事情とかに対応して、柔軟で公平な制度運用っていうものを可能にするものだとは思うんですけども、1時間から30分単位で取得できるということになれば、事務作業などがおそらく煩雑化するっていうような可能性もあると思うんですけども、このようなシステム的な対応っていうものは十分可能なのか、お伺いします。

そして、もう一つがですね、1号と2号とあるんですけども、私たちがパッと聞いてもなかなかわかりにくくなっているふうに思うんですけども、この1号と2号をきちんと明確に皆さんに理解してもらうっていう必要があるかと思うんですけども、その辺りの周知っていう部分に関して、どのようにお考えかお伺いします。

最後に、会計年度任用職員さんにも適用になるかと思うんですけども、会計年度任用職員さんが使えるような体制っていうふうになっているのか、しっかりと周知の方向性っていうものができているのか、その辺り、3つお伺いします。

○伊藤委員長 はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務課長 はい。こちらの休業につきましては、現在もですね、第1号部分休業の部分につ

きましては運用しております、基本的には毎月、勤務状況を総務課で集約いたしまして、給与の計算などをしている状況でございますので、運用については可能と考えております。

会計年度の方もですね、育児休業につきましては一定の利用をしていただいております。こちらの制度についてもですね、勤務時間が長い方につきましては利用が可能となっておりますので、そちらの方もしっかりと周知をしていくように考えております。

先ほどの審議いただきました条例案の育児の制度の周知に合わせまして、こちらの方もわかりやすく職員に周知するようにやっていきたいと考えております。

○伊藤委員長 よろしいですか。はい。他に質疑はありません。

はい。宍戸委員。

○宍戸委員 先ほど桑田総務部長の方から、この休暇については無給というふうな説明があったと思うんですけども。無給ということになったら、今の給料とかボーナスに影響が出てくるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○伊藤委員長 はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務課長 はい。委員おっしゃいましたように、こちらの休業につきましては、無給となりますので、毎月その勤務状況、勤務時間をチェックいたしまして、減額対応しているというような状況でございます。

○伊藤委員長 はい。宍戸委員。

○宍戸委員 ということになると、なかなか取りにくいという、それよりも労働基準法、地方公務員法で決められた有給休暇20日ですよね。20日の中で取った方が、まず、いいということですね。なかなか取るという方というのは、そんなに多くは見込めんのかなというふうに聞かせてもらうんですけども。その上において、三次市の有給休暇の取得率ですよね。それは今、どのぐらいになつたかというのをお聞かせください。

○伊藤委員長 はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務課長 はい。この育児部分休業につきましては、今年度の取得人数の実績につきましては、行政職で18名、医療職で14名ということで、利用は多いというふうに認識しております。やはり、仕事もしながら育児も両立したいというふうに、やはり思われる職員も多いと思いますので、こういった制度を無給ではございますけども、しっかり利用されてるという認識でございます。

有給休暇の取得ですけども、令和6年で、全職員12.54日の取得となっております。

○伊藤委員長 率だったらいくらなのか。

はい。瀧熊課長

○瀧熊総務課長 年間20日付与されておりますので、そのうち12.54日の取得でございます。

○伊藤委員長 はい。宍戸委員。

○宍戸委員 有給休暇よりも、この制度を利用される可能性の方は十分考えられるということは安心しました。やっぱり、有給休暇との兼ね合いというのは私は非常に気になるんですよね、そうは言つても。今の、ちょっと話がそれることになつたら申し訳ないんですけども、有給休暇の取得率というのは、地方自治体で大体7割、国家公務員で8割というのを聞かせていただきとるんですけど

ども、その中で言えば、今回の12.54日というのは、ちょっと若干少ないというふうに見るんですけども。有給休暇を取れる職場環境の改善というのは、どういう圖られ方をしておるかというのをお聞かせください。

○伊藤委員長 はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務課長 はい。有給休暇の取得率につきましては、先般、いたしました特定事業主行動計画におきまして、12日以上というふうに目標を定めまして取り組みを進めているところでございます。目標は今達成している状況ではございますけども、より取りやすい取り組みというのはしていかないといけないと考えております。業務の調整でございますとか、あとは定時で退庁する雰囲気づくり、また、10時以降は市役所を閉庁するというような取り組みを通じましてですね、より有給休暇を取得しやすいような意識を醸成していきたいと考えております。

○伊藤委員長 はい。宍戸委員。

○宍戸委員 目標を達成しとると言われるが、達成率で言えば、今計算すると62%ですよね。先ほど言いましたように全国平均は70%というようなところから言えば、やはり、ちょっとやっぱり三次市が若干低いということが見られるんで、そこら辺のさらなる取り組みをお願いしたいというふうに思います。以上です。

○伊藤委員長 他に質疑はありませんか。

ちょっと私から一つ聞かせていただきたいんですが、2時間を超えない範囲ということになっておるんですが、これが2時間を超えるとなったら、有給休暇ということになるのかどうか。

それからもう一つ、例えば朝出勤してきて、例えば保育所に預けとて、ちょっと具合が悪くなつたから2時間ほど抜けますっていうことで、すぐそういう形で取ることができるのか。どの時点で申請して休業を取得することができるのかだけ、ちょっと教えてください。

はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務課長 例えばですけども、毎日、保育所に送り迎えがあるということで、朝30分、夕方30分、合計1時間を年間通して取得するという方がおられたとするとですね、途中で子供さんがちょっと風邪ひいたとかということで、保育園に迎えに行かないといけないという時につきましてはですね、他の休暇制度で休みを取っていっていただくことが主になると思います。年間5日あります子の看護休暇でございますとかですね、場合によっては有給休暇なども活用して対応していただくのが基本となると考えております。また、この育児休業につきましても利用は可能ですけども、無給となりますので、そこは選択となると考えております。

○伊藤委員長 はい。わかりました。ありがとうございました。他にございませんか。他にないようですので、以上で議案第67号に係る質疑を終了します。

説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(総務部 総務課退室 総務部 財産管理課入室)

○伊藤委員長 それでは続いて議案第86号「損害賠償の額を定めることについて」の審査を行います。総務部の説明を求めます。

はい。桑田総務部長。

○桑田総務部長 はい。それでは議案第86号「損害賠償の額を定めることについて」をご説明申し上げます。本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定によりまして、損害賠償の額を定めることについて、市議会の議決をお願いするものでございます。内容につきましては、7月18日に三次学校給食センターの職員駐車場内で発生しました、倒木による車両物損事故につきまして、相手方と協議が整いましたので、その損害賠償額について103万4000円と定めようとするものでございます。過失の割合は、三次市が10割で全額保険適用となっております。議案の内容一覧表に位置図と写真を添付しておりますけれども、場所につきましては給食センターの北側駐車場で、フェンス奥の三次市所有の土地にあった木が、駐車場内に倒れたものでございます。車両の修繕内容につきましては、屋根のパネルの取り換え、前面ガラス、右前側のガラスの取り換えをはじめ、塗装等となっております。なお、事故後に周辺の木についても確認をいたしましたけれども、倒れそうなものは現在ございませんでした。

以上、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○伊藤委員長 ただいま議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

藤井委員。

○藤井委員 はい。金額105万、高額だなというふうな見方もありますけど、人に対して、例えば倒れてきたとか、そういったことじゃなくて本当に不幸中の幸いだというふうには思うんですけども、今の部長の説明の中で、これが起きた後、点検をしたという話でありますけど、添付していただいている資料の画像を見る限り、とても倒れそうな木に見えないんですよね。若くて、青々と葉っぱをつけて。聞きたかったのは、自分でいろいろ調べてみたんですけど、当日の三次市の天候、どういう状況だったのか、ちょっと天気が悪かったっていうのは、調べてわかったんですけど、例えば風が吹いたのかとか、雨量がどうだったのかとか、その辺のことがわかれれば教えていただきたいのと、おそらく倒れるとは想定してなかったと思うんで、今、部長の言われたように再度点検をしたけど今のところ大丈夫です、みたいなところをですね、今一度いろんな面から、この給食調理場だけじゃないんですけど、更に点検をする必要があるんじゃないかというふうな思いがあるんですけど、その辺のお考えをお伺いいたします。以上2点。

○伊藤委員長 松岡財産管理課長。

○松岡財産管理課長 はい。事故当時、7月18日金曜日の10時頃に倒木したように確認をしておるんですけど、その当時は天候につきましては、曇っておりまして雨が降っている状況ではありませんでした。風につきましても、少しは吹いていたかもしれません、強風では全くありませんで、天候によって大きな影響を受けたというような日ではなかったのです。木自体が枯れていたわけでもなく、委員が言われましたように、ちょっと想定がなかなかできるような倒木ではなかったというふうに確認をさせていただいております。それと、その後の点検ですけれど、センターの職員の方が周辺の方を確認しまして、これ以降の倒木がすぐ起こるようなものがないかを確認させていただきましたが、確認したところ、問題がある木等はございませんでした。通常も周辺の方を草刈等で管理をさせていただいておりまして、その際に倒木等の確認をしておったんですが、今回発

見には至ってなかったということです。そして、今後の対応につきましてですが、これにつきましては、各施設の管理をしている所属長の方に注意喚起を行っていくということで、今回の事故を受けまして、改めて公共施設の維持管理の徹底ということで、通知の方を行わさせていただいております。そういった中で、引き続き公共施設の適切な管理を努めていきたいというふうに考えています。以上です。

○伊藤委員長 藤井委員。

○藤井委員 はい。天候も悪天候ではなかったということなんですが、もう、全くの原因不明という、事例になるのかなというふうに思います。想定外のことだったんだろうなというふうに理解をさせていただきますけれども、先ほど申し上げたように、引き続き注意していただくようにお願いすることになりますかね。はい。よろしくお願ひします。

○伊藤委員長 他に質疑はありませんか。

はい。中原委員。

○中原委員 はい。この写真を見させてもらうと、道路側に車を職員さんがとめられて、普段からそうされているのかなと思うんですけども、かなりスペースがあるんですけども、そこの場所にとめるのは、センターからの指示でそこにとめてくれというようなものだったのか、それとも自主的に、他にもおられるということで早く来たとか、いろんな理由があると思うんですけども、センターの指示だったのか、ちょっとその辺をですね、わかれば教えていただきたいと思います。

○伊藤委員長 小原課長。

○小原学校給食担当課長 はい。こちらの方はですね、調理員の方と、事務職員の方が平素から駐車をしておりますが、こちらの枠内につきましては、事務所内でちゃんと整理をして位置については決めておるところでございます。こちらの方ですね、給食配送車も入る関係というのもございますので、位置についてはですね、ある程度確保する必要がありますので、そのような形でとめざるをえなかったというところでございます。以上です。

○伊藤委員長 はい。他に質疑ありませんか。ありませんか。

はい。一つだけ聞かせてください。この木、倒れた木は何の木でしょうか。それだけ教えてください。わかりませんか。いや、原因不明だと言われたんで、木によっては倒れやすい木であったんじゃないかなということも含めてちょっと疑問に思ったんで、聞かせてもらいたいんですが。わかりませんか。

はい。松岡課長

○松岡財産管理課長 はい。木の樹種については確認をしておりません。もう既に撤去しておりますので、今から確認もちょっと難しいので、今後の時には確認をさせていただきたいと思います。すいません。

○伊藤委員長 はい。根は残っとるんじゃないですか、倒れたとこには。

はい。松岡課長。

○松岡財産管理課長 はい。根のことについては、ちょっと確認をしてないんですけど、現場の方も行くときに、確認をさせていただきたいと思います。その後、報告をさせていただきます。

○伊藤委員長 はい。よろしくお願ひします。はい。他に質疑はありませんね。ないようですので、以上で議案第86号に係る質疑を終了します。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(総務部 財産管理課退室 情報政策監 情報政策課入室)

○伊藤委員長 それでは続いて、議案第68号「三次市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。

情報政策監の説明を求めます。

はい。東山情報政策監。

○東山情報政策監 はい。皆さんおはようございます。議案第68号「三次市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明申し上げます。本案は、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化において、国が市の住民基本台帳に記録されていない住登外者の宛名番号を付番・管理する事務は、個人番号を利用する独自利用と整理したことに伴い、関係条例である三次市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正しようとするものであります。その内容は、住登外者の宛名番号を付番・管理する事務について、個人番号を利用する独自利用事務とし、当該事務及び特定個人情報を追加しようとするものであります。

続きまして、この制度につきまして、図を提供させていただいておりますので、住登外者宛名番号管理機能の例についてご説明をさせていただきます。まず、住登外者ですけれども、住民登録外者の略で、住民登録されていない方の情報で、わかりやすい事例で申しますと、固定資産税や国民健康保険税での利用がございます。図で申しますと、Aさんは固定資産税の例ですけれども、三次市に土地や建物を所有されていれば、市外の方でも納税義務者となりますので、住登外者として宛名情報を管理し、毎年納付書を送付しております。図のBさんの例ですけれども、これは国民健康保険の例ですけれども、三次市民だったBさんが、市外の老人ホームに入所されるため、転出されたものとします。施設入所のために転出された方は、前住所地の三次市が引き続き保険者となりますので、転出後も住登外者宛名情報で管理し、国民健康保険税の賦課や保険事務を三次市が担うこととなります。このAさん、Bさんの住登外者宛名情報を管理しているのが、図の右側中段の住登外者宛名番号管理機能でございます。Bさんの場合はですね、国民健康保険税の賦課に所得が必要なため、個人番号を使って施設のある自治体と情報連携による所得照会を行います。この2例はですね、市外にお住まいの方ということですけども、市内に住所を有される方でも、例えば固定資産税の共有名義の場合は、住登外者宛名情報として、例えば、Aさん他2名といったような宛名を作成し、この住登外者宛名番号管理機能で管理を行っております。この図の右側中段のですね、住登外者宛名番号管理機能につきましては、これまで存在しておりましたが、この度、国がこの事務を各自治体の条例で規定が必要という判断を示したため、条例にこの度、追記を行うものです。市民の皆様への影響や、庁内事務処理の変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしくご審査の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○伊藤委員長 はい。説明が終了しました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 はい。質疑がないようですので、以上で議案68号に係る質疑を終了します。情報政策監の皆さん、ありがとうございました。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(情報政策監 情報政策課退室 選挙管理委員会入室)

○伊藤委員長 それでは次に、議案第69号「三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。

選挙管理委員会の説明を求めます。

はい。坂田選挙管理委員会事務局長。

○坂田選挙管理委員会事務局長 はい。議案第69号「三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明をいたします。本条例は、三次市議会議員選挙及び三次市長選挙において、選挙運動用の自動車の借り入れ、ポスターの印刷、ビラの印刷に要する費用の公費負担について定めたものです。それぞれの単価については、公職選挙法施行令に定める額を準用しておりますが、令和7年6月4日、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布施行されたことに伴い、単価の一部が増額されたため、関係条例である三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正しようとするものです。公職選挙法施行令に規定する公営単価については、人件費や物価の変動等を考慮し、3年に1度の参議院議員通常選挙の年に見直しをするというのが通例となっております。この度は、最近の物価の変動を踏まえた限度額の引き上げとなっています。

改正案についてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。第9条及び第10条は、選挙運動用ビラの作成に係る公費負担について定めたものですが、1枚当たりの単価について、7円73銭から、8円38銭に改正しようとするものです。第13条は、選挙運動用のポスター作成の公費の支払いについて定めたものですが、1枚当たりの作成単価を541円31銭から、586円88銭にそれぞれ改正しようとするものです。改正した場合の影響額ですが、市議会議員選挙において選挙運動用ビラの公費負担及び選挙運動用ポスター作成の公費負担を実施した場合、1人当たり1万9970円の増額があるものと想定しています。

施行期日は公布の日からとなります。

簡単ですが、以上で議案第69号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願ひいたします。

○伊藤委員長 説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。ありませんか。

はい。徳岡委員。

○徳岡委員 すいません。今回7円73銭がポスターとビラということで、それぞれが物価高騰の影

響でということだったんですけども、他市町も算出根拠も含めて同じように改正などが行われているのか、三次市が先行してなのか、他の市町は今どうなっているのか、もしわかれれば教えていただけたらと思います。

伊藤委員長 はい。坂田事務局長。

○坂田選挙管理委員会事務局長 はい。今回の条例改正は全国一律のものです。広島県内におきましても、最終的に確認はしておりませんが、おそらく、ほとんどの市町で条例改正を行っております。

○伊藤委員長 はい。徳岡委員。

○徳岡委員 はい。これは金額も同額の上乗せっていうようなことになっているのか、再度お伺いをします。

○伊藤委員長 はい。坂田事務局長。

○坂田選挙管理委員会事務局長 はい。これも全てを確認しているわけではございませんが、おそらく、どこの市町もこの政令の上限に合わせているものと考えております。

○伊藤委員長 よろしいですか。他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 はい。他にないようですので、以上で議案第69号に係る質疑を終了します。選挙管理委員会の皆さん、ありがとうございました。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(選挙管理委員会退室 危機管理監 危機管理課入室)

○伊藤委員長 それでは続いて、議案第73号「工事請負契約の締結について」の審査を行います。危機管理監の説明を求めます。

はい。山田危機管理監。

○山田危機管理監 それでは危機管理監が所管します議案第73号「工事請負契約の締結について」説明させていただきます。本案は、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会のご議決をお願いするものです。その内容は、上志和地排水機場N o. 1主ポンプ分解整備工事につきまして、一般競争入札を令和7年7月30日に執行し、1社による入札の結果、1億8370万円で株式会社山産備北営業所が落札したため、これを契約の相手方とする工事請負契約の締結についてご議決願うものです。資料の3、その他の欄をご覧ください。本資料の予算2億円は、令和7年度8000万円と1億2000万円の債務負担行為により措置しておりましたが、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金の割当内示の増額により、先の6月定例会において、財源の前倒しと繰越明許費によるご議決をいただいたものであります。入札の内容につきましては、記載の通りで、落札額1億8370万円をもって三次市西酒屋町696番地1、株式会社山産備北営業所と契約しようとするものです。落札率は94.13%です。工事の設計に当たりましては、複数業者から見積りを徴し、設計書は広島県の審査を受けております。また、市内業者だけでは施工可能な業者が非常に限られますため、入札参加資格を県内に契約権限のある業者にまで拡大し、対象となる業者は61社あることを確認しております。

以降は参考資料となります。令和5年度、6年度におきましてはNo.2ポンプの分解整備、電気設備の更新、発電機その他補器の整備を行っており、今年度と来年度でNo.1ポンプの分解整備、その後、除塵機の整備等を行う予定です。下の写真の大きい方のポンプが、今回分解整備を行うNo.1ポンプになります。今回の整備も出水期を避けまして、また、11月以降の非出水期におきましても、1台のポンプの稼働は確保して実施することとしております。国庫補助事業を活用した事業のため、予算のつき方で進捗が左右される部分もありますけれども、必要な整備が早期に完了できるよう調整にも努めて参ります。

以上、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願ひいたします。

○伊藤委員長 はい。説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

はい。中原委員。

○中原委員 ちょっと確認なんですけども、今の出水期を避けるというふうにありましたけども、この説明書見させてもらうと、工期は令和9年3月29日ということがあるので、ちょっと長期に渡るんかなというような認識でいたんですけども。その辺をちょっともう少しあわかれば教えていただきたいと思います。

○伊藤委員長 石田課長。

○石田危機管理課長 はい。工事の予定ですけれども。これからご議決いただきまして契約が締結できましたと、必要な部品等の発注となります。こちらの作成に時間がかかりますので、実際に着手できるのは、来年の出水期が終わってから着手ということになろうかと思います。その辺りはまた業者の方と打ち合わせをして、こちらにありますように出水期を避けた工期ということで実施するように予定しております。

○伊藤委員長 はい。よろしいですか。他に質疑はありませんか。

はい。山田委員。

○山田委員 はい。上志和地排水機場に係る工事経過ということで表の資料をつけていただいているんですけども。1番から4番ですよね、No.2ポンプ設備、電気設備、補器類、発電機とあるんですけど、これらが令和7年9月に完了ということなんですが、確認ですけれども、もうこれが終わってるので、今月末で確実に終わるような予定になってるのかというところが一つ確認と、あと、その一番下ですよね。先ほど、この除塵設備他っていうのをこれから考えられてることなんですが、この辺りが、もうちょっと詳しい予定が立ってるのか立ってないのかというところをお聞きします。2点ほどお願ひします。

○伊藤委員長 はい。石田課長。

○石田危機管理課長 はい。No.2ポンプにつきましてはもう整備の方、終わっております。ちょっと、表の書き方がわかりづらくて申し訳ありませんが、これは7年9月に完了したということではなくて、もう既に終わっているという意味の表になります。それから除塵設備につきましては、これは来年度以降の整備を予定しているんですが、こちら国庫補助事業の関係ですね、そのお金のつき方というところでも、ちょっと工期については変わってこようかと思いますが、来年度以降

の実施ということで予定をしております。

○伊藤委員長 はい。よろしいですか。はい。他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 はい。他にないようですので、以上で議案第73号に係る質疑を終了します。

危機管理監の皆さん、ありがとうございました。

ここで一旦休憩をいたします。再開は11時15分とします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○伊藤委員長 それでは委員会を再開いたします。

その前に、先ほど議案第86号の質問の中の倒木ですが、その木の種類の連絡が入りましたので、お知らせしておきます。

ケヤキの木だそうです。以上です。

それでは、これより議案6件の採決を行います。配付しています審査報告書に沿って、議案ごとに討論の後、採決といたします。

それではまず、議案第66号「三次市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）」について討論を願います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号「三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）」について討論を願います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号「三次市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）」について討論を願います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと

決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号「三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）」の討論を願います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号「工事請負契約の締結について」の討論を願います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号「損害賠償の額を定めることについて」の討論をお願いします。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて、委員長報告に付すべき意見や要望等について、議論して参りたいと考えます。意見のある方、挙手を願います。

はい。藤井委員。

○藤井委員 はい。86号のところで質問をさせていただきましたけれども、枯れていたり、古木になっていたりするものが倒れるという認識で私たちもいるんですけど、そういう想定外の若い木でも倒れて、こういう事例が起きたということを踏まえた上で、この施設だけじゃなくて、全市的に持っている施設の中でですね、再発防止をしていただくように、要望するような形で意見をさせていただければというふうに思います。

○伊藤委員長 はい。今出ました意見について、何かありますか。

はい。宍戸委員。

○宍戸委員 再発防止はもちろんなんんですけど、やっぱり質疑の中で、原因が定かでないということがあつたんですけども。やっぱり原因をちゃんと調べてから、それに対応する措置を講ぜんといけんということも含めて、意見を付していただきたいと思います。

○伊藤委員長 はい。他にございませんか。はい。まだありますか、他に。

はい。徳岡委員。

○徳岡委員 はい。議案第66号と67号に共通するんですけども、しっかりと制度の変更、条例に関して、誰もがより働きやすい職場環境にするために、周知を徹底して、運用に努めていただきたいということをしていただけたらと思います。

○伊藤委員長 はい。そういう意見が今出ましたが、何かありますか他に。それ以外の意見で何かありますか。

はい。山田副委員長。

○山田副委員長 先ほどの質問のところにもあったんですけど、市民への理解度、やっぱり公民との格差があまりつかないように、まだまだ民間ではそういう認識っていうのが薄いところもあるんで。そういう育休なんかの取組みを、ちゃんと市民の方々にも周知してもらうような動きというのも付け加えていただければと思います。

○伊藤委員長 そういう意見が出ましたが、どうでしょうか。ありませんか。

はい。宍戸委員。

○宍戸委員 今の意見を付すというのは、官民格差のことにポイントを置いての意見を言いたいということか。

○伊藤委員長 はい。山田副委員長。

○山田副委員長 はい。いや、そうじゃなくて、市役所だけがそれを進めているという感じじゃなくて、全国的にはもうこの育休を取るっていうのは、当たり前のことになってるようですが、実際にはそういう認識がない三次市の中小企業さんもおられてるんで、そこら辺の理解を得るためにも、そういう育休の取組みとか働き方改革とかということを、これで市役所の人だけが取れるようになるんじゃなくて、こういう仕組みというのを市民の方にも、ちゃんと理解してもらえるように、市民の理解を進めながら、お知らせをしながら進めていただきたいというような意見なんですね。官民格差じゃないです、それは、はい。

○伊藤委員長 はい。徳岡委員。

○徳岡委員 今の議論は、ちょっと今回の条例とは関係ないんじゃないかなと思ってますけど。民間は法律で定められていて、市の育休っていう部分に関しては条例っていうところになっていると思うので、ちょっとその辺りが、ゴチャゴチャになってるのかなと思うんですけど。ちょっと条例とは今のは関係がないんじゃないかなと思うんですけど。

○伊藤委員長 はい。宍戸委員。

○宍戸委員 関係ないというか、いずれにしても、労働基準法の中での法定休暇なんよね。法律で定められると休暇制度ということなんで、公務員は地方公務員法でこれも法定休、民間も法定休。法定休の中にこういうのが、民間はどこまでつくれることになってるかというのは、ちょっと不明

なんでしょうけども。民間に波及するように、この議案を通してやってくれという、そこはちょっとね、違うような気がする。

○伊藤委員長 はい。藤井委員。

○藤井委員 私も思いはもちろんわかりますけど、今回の条例改正の内容とはそぐわないと思いますんで、それは付すべき意見ではないというふうに思います。

○伊藤委員長 はい。という意見が出ておりますが、よろしいですか。

その他に何かありますか。付すべき意見等あれば。はい。

それでは、今いくつかの意見が出ましたので、お諮りします。本委員会の委員長報告は、先ほどのご意見等を参考にし、作成したいと思います。なお、作成については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 はい。異議なしと認めます。正副委員長で調整の上、タブレットに掲載しますので、よろしくお願いをいたします。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は、すべて終了いたしました。

皆さんご苦労さまでした。

午前11時27分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和7年9月9日

総務常任委員会

委員長 伊藤芳則